

森林原則声明と森林認証制度の比較に関する考察

中島敦司¹, 芝本雄一², 山本将功³, 赤田佳代⁴, 高島太郎⁵, 吉田尚美⁶

¹正会員 博(学) 和歌山大学システム工学部助教授 (〒640-8510 和歌山市栄谷930)

E-mail nakat@sys.wakayama-u.ac.jp

²学生会員 学(工) 和歌山大学システム工学研究科 (〒640-8510 和歌山市栄谷930)

³学生会員 修(工) 和歌山大学システム工学研究科 (〒640-8510 和歌山市栄谷930)

⁴学生会員 学(工) 和歌山大学システム工学研究科 (〒640-8510 和歌山市栄谷930)

⁵学生会員 学(工) 和歌山大学システム工学研究科 (〒640-8510 和歌山市栄谷930)

⁶学生会員 学(工) 和歌山大学システム工学研究科 (〒640-8510 和歌山市栄谷930)

本研究では、1992年の国連環境開発会議において国際的に採択された森林原則声明の内容と森林認証制度を比較することで、森林認証が森林原則に及ぼす効果と役割について検討した。特に、FSC (Forest Stewardship Council, 国際NGO), SGEC (緑の循環認証会議, 日本) など、我が国において主要となっている森林認証制度と、国際的に影響力の大きな地域認証制度として SFI (Sustainable Forestry Initiative, アメリカ合衆国), CSA (Canadian Standards Association, カナダ) を取り上げ、森林原則声明文に示されている内容を森林の多面的公益機能についての記述要素として抽出、再整理し、各森林認証制度の理念と一致した内容を持っているかについての照合を行った。その結果、FSC は1) 理念の内容が詳細、2) 森林原則声明との整合性が高い、3) 多面的公益機能をバランスよく引き出す、4) 先住民の権利の尊重や雇用の促進など地域の活性化にも対応、5) 天然林利用の制限、6) 国際活動に対しては効力を発揮しないなどが明らかになった。日本の地域認証である SGEC は、1) 理念は森林原則声明との整合性が高い、2) 森林の持つ公益的機能も比較的バランスよく引き出す、3) 公益機能の中でも地球環境保全、土壌改善、水源涵養機能の分野において、特にその力を発揮する、4) 里山などの天然二次林は積極的に利用する、5) 雇用の促進など、地域への還元性については効力を発揮しないなどの特徴のあることが分かった。さらに、北米の地域認証である SFI や CSA は、森林原則声明との整合性が低いものの、CSA では先住民の権利などと雇用の関連について触れているなど、地域の実情に合わせた対応がとられているという結果となった。このように、森林認証は、必ずしも地球や地域環境の持続に寄与するわけではないが、組み合わせなどすることで、バイオマスなど森林資源の持続的な獲得と利用と環境保全の双方を持続できる効果を示す可能性が高いことが考えられた。

Key word : The Declaration of Forest Principle, Forest Certification Systems, FSC, SGEC, SFI, CSA

1. はじめに

森林の減少は、今や世界的な問題となっている。1992年の国連環境開発会議において、持続可能な開発をベースに置いた際の森林管理についての世界的意向を集約した「森林原則声明 (The Declaration of Forest Principle) (表-1)」が採択された³⁾。それ以来、世界中で森林に関わる様々な環境対策が活発化してきた¹⁾。中でも、市場ベースで持続的森林経営・管理を支援、また実現させる意図をもつ「森林認証制度」が注目されている。しかし、森林認証制度は規模の大小や地域の違いなど、世界中に多数存在し、さらには、その掲げる目的や理念 (原則) が認証ごとで異なっている。このため、森林、特に林業関係者にとって、あるいは認証材を実際に購買する

消費者にとっても、どの認証を選ぶのかを選択することが困難であり、この事実が森林認証制度の持つ本来の効果を半減させていることが懸念される^{1, 2)}。

本研究では、現在の主要な森林認証制度が、どのような特性を持ち、持続可能な開発をベースに置いた際の森林管理にどのように効果を発揮するのかを把握することを目的に、森林原則声明との内容比較を行ったので結果を報告する。

2. 材料および方法

比較対象として取り上げた森林認証制度は、現在、世界最大の森林認証制度である FSC (Forest Stewardship Council, 国際NGO)、我が国が世界屈指の木材輸入国で

あることを考慮して、その最大の輸入先であるアメリカ合衆国とカナダの認証制度である、SFI (Sustainable Forestry Initiative, USA) 並びに CSA (Canadian Standards Association, CA) を選定した。また、我が国独自の認証制度である、SGEC (緑の循環認証会議, 日本) を加えた4つとした。これらに示された原則と、森林原則声明で示された原則 (表-1) を対象に、それぞれの比較を行なった。それらの一致の度合いに応じて、「整合」、「非整合」、「対応なし」の3つのレベルに分け、さらに「整合」の中でも、その整合の度合いに差をつけるため、ニュアンスまでの一致を示す「完全整合」、おおむねの内容の一致を示す「準完全整合」、おおむねの内容はカバーするが、準完全整合よりも一致の度合いが低いものを「整合」とした。さらに、内容が一致しているとは言えないものの、総論では一致する度合いのものを「準整合」として扱い、「非整合」、「記述無し」を加え、整理した。

表-1 森林原則声明の内容³⁾

1. 各国は国連憲章と国際法の原則にしたがい、自国の環境政策に沿って資源の開発を行う権利を有し、その管轄権および範囲での活動が他の国家や管轄圏外の地域に環境へ被害をえない責任を有する。
森林保全と持続的開発と関連する利益の達成のための、合意されたすべての増加的費用は拡大された国際協力を必要とし、国際社会によって公正に分担されるべきである。
2. 国家は、持続的な開発および法制度に合致した国家政策に基づき、森林を利用、経営、開発する主権かつ不可侵の権利を有する。
森林資源および林地は現在および将来の世代の社会的、経済的、生態学的、文化的、精神的な人類の必要を満たすため持続的に経営されるべきである。これは木材、木製品、水、食料、飼料、医薬品、燃料、住居、雇用、余暇、野生生物の生息地、景観の多様性、炭素の吸収源および貯蔵源のごとき森林生産物およびサービスおよび他の林産物に対し必要な事である。森林のすべての多様な価値を維持するため、森林を、大気汚染を含む汚染、火災、外注、病気による悪影響から保護するための適切な処置がとられるべきである。森林と森林の生態系に関する正確かつ信頼すべき情報の提供は確保されるべきである。
各国は森林政策の策定などに際し、地域社会、先住民、産業界、労働者、NGO、個人、森林住居者および婦人を含む関心を有する者の参加を促進し、機会を提供すべきである。
3. 国家政策は森林および林地の経営、保全などについての制度と計画の強化発展に資する枠組みを提供すべきである。
既存の機関などを基礎にして森林分野の国際協力を促進すべきである。森林・林地に関連する環境保護と社会・経済開発のすべての側面は統合され、かつ包括的のものでなければならぬ。
4. すべての種類の森林の極めて重要な役割、とくに、脆弱な生態系、流域、淡水資源の保護、生物多様性および生物資源の宝庫、バイオテクノロジー生産物のための遺伝資源および光合成の源泉としての役割が認識されるべきである。
5. 先住民とその共同体、その他の森林住居者の独自性、文化および利益を認識し正当に支援するとともに、その権利を尊重すべきである。
これらのグループが経済活動を行い、文化的独自性、社会的組織を維持するための適切な条件づくりが、とくに、森林の持続的経営のインセンティブとして土地所有制度などを通じて促進されるべきである。
森林の経営、保全などすべての側面における女性の充分な参加が積極的に推進されるべきである。
6. 森林は、とくに途上国において、再生可能資源としてエネルギー需要を満たす重要な役割を果たしており、家庭および産業用燃料材の需要は持続的な森林の経営と造林および再造林により満たされるべきで

ある。森林資源の経営、保全および持続的開発にかかる決定は、実行可能な範囲において、森林の財のサービスの経済的・非経済的価値および環境的費用および環境的費用と便益の包括的な評価に支持されるべきである。人工林および恒常的農作物の再生可能なエネルギーの持続可能かつ環境上健全な資源としての役割が認識され、向上、促進されるべきである。生態系機能維持、一時林・原生林への圧力の相殺、地域雇用などについての人工林の貢献が認識されるべきである。天然林も財とサービスの源泉であり、その保全や持続的経営および利用が促進されるべきである。

7. すべての国において、森林の持続的かつ環境上健全な経営に資する支助的国際経済環境を促進する努力がなされるべきである。
相当量の森林面積を有し、天然林の保護区域を含む森林の保全プログラムを策定する途上国に対して一定の資金が提供されるべきである。
8. 世界の緑化のための努力がなされるべきである。すべての国、とくに先進国は適 再造林、造林および森林保全のために、積極的な行動を起こすべきである。
途上国における森林の経営、保全、持続的開発を目的とした国の政策と計画の履行は、適当な場合には、民間分野を含む、国際的な資金的・技術的協力によって支援されるべきである。森林の持続的経営および利用は、国の開発政策および優先順位に一致し、かつ、国の環境上健全なガイドラインに基づき行われるべきである。
森林の経営、保全などのための国の政策、法制は一時林・原生林と国家的重要性を持った文化的、精神的、歴史的、宗教的、その他独自の価値を持った森林を含む生態学上持続可能な代表的かつ独自の森林の保護を含んだものであるべきである。
諸活動が重要な森林資源に重大な悪影響をおよぼす恐れがある場合、そしてその活動が合法的な国の決定に基づく場合には、環境影響評価が行われることを確保すべきである。
9. 先進国への資源の純移転によって状況が悪化している場合の対外責務、および林産物とくに加工林産物に対する市場アクセスの改善を通じて、少なくとも森林の再生価値を実現することに関する問題を矯正することの重要性を考慮しつつ、途上国が自らの森林資源の経営、保全、持続的な開発を強化するための努力が、国際社会によって支持されるべきである。この関連で、市場経済への移行過程にある諸国に対しても、特別な注意が払われるべきである。
10. 拡大造林、再造林および森林の消失と森林および土地劣化との戦いを通じ、途上国がその森林資源を持続的に経営、保全、開発することを実現するために、新規かつ追加的な資金が途上国に提供されるべきである。
11. とくに、途上国の持つ可能性を高め、また森林資源のより良い経営、保全、開発を可能にするためアジェンダ21の該当部分に一致し、相互に合意された環境上健全な技術の移転および関連するノウハウへのアクセスについて促進、助長、資金手当てがなされるべきである。
12. 科学的研究、森林調査などは国際協力を含む効果的な方法により強化されるべきである。森林および森林経営の教育、訓練などは森林の保全および持続的開発に必要不可欠であり、強化されるべきである。
森林およびその経営成果についての国際的な情報交換が拡大強化されるべきである。森林保全などについての地域の知識などが生かされるべきであり、したがって、先住民の知識から生ずる利益は公平に分ちあわれるべきである。
13. 林産物の貿易は、非差別的にかつ多国間で合意された規律および手続きに基づくべきである。
生産国が再生可能な森林資源をよりよく保全、経営することを可能とするため、付加価値の高い林産物に対するより良い市場アクセスおよび価格の提供に対する関税障壁や障害の削減または撤廃およびそれら産品の地元における加工が奨励されるべきである。
森林の保全と持続的な開発を達成するため、市場の力学とメカニズムへの環境費用と便益の算入が、国内的にも国際的にも奨励されるべきである。
14. 長期的な森林の持続的経営を達成するため、木材および他の林産物の国際貿易を制限あるいは禁止するための、国際的な義務や取り決めと両立しない一方的措置は除去または回避されるべきである。
15. 汚染物質、とくに酸性降下物の原因となるものを含む大気を介する汚染物質は、森林の生態系の健康にとって、地方的、国家的、地域的、地球レベルで有害であるので規制されるべきである。

3. 結果および考察

本研究の結果から、森林原則声明に対する各森林認証制度の整合性を整理すると、以下ようになった。

表-2 基本理念との関係性

森林原則	各認証	FSC	SGEC	SFI	CSA
6-1	森林はとくに連上国の再生可能な森林資源として重要であり森林により恵まれるべき	森林資源と関係して100%の森林による再生	森林との関係が公平なバランスで	-	-
6-2	森林の経済的・非経済的価値および環境費用と利益の包括的評価(環境費用を含む外部経済の内部化)	経済的価値と非経済的価値の両方を評価する	経済的価値と非経済的価値の両方を評価する	-	-
6-3	生態系機能維持、一次林・原生林への圧力の軽減、地域雇用等についての人工林の質の向上	生態系機能維持、一次林・原生林への圧力の軽減、地域雇用等についての人工林の質の向上	生態系機能維持、一次林・原生林への圧力の軽減、地域雇用等についての人工林の質の向上	-	-
6-4	天然林も材とサービスの源泉であり、その保全や持続的経営および利用が促進される	天然林も材とサービスの源泉であり、その保全や持続的経営および利用が促進される	天然林も材とサービスの源泉であり、その保全や持続的経営および利用が促進される	-	-

◎：完全整合、○：準完全整合（灰色濃い）または整合（灰色薄い）、△：準整合、×：非整合、-：記述無し

図内数値は、森林原則声明の番号

※ 以下、表-3、4も同様

表-3 各認証制度の地域への還元性

森林原則	各認証	FSC	SGEC	SFI	CSA
5-1	先住民とその共同体の権利および権利の尊重、土地所有制度の改善を遂げた支援	先住民に利益を還元し、権利の尊重が図られる	先住民に利益を還元し、権利の尊重が図られる	-	先住民に利益を還元し、権利の尊重が図られる
6-3	生態系機能維持、一次林・原生林への圧力の軽減、地域雇用等についての人工林の質の向上	生態系機能維持、一次林・原生林への圧力の軽減、地域雇用等についての人工林の質の向上	生態系機能維持、一次林・原生林への圧力の軽減、地域雇用等についての人工林の質の向上	-	-
12-3	森林保全などに地域の知識が活かされるべきで、先住民の知識の利用からの利益は公平に分けられるべき	森林保全などに地域の知識が活かされるべきで、先住民の知識の利用からの利益は公平に分けられるべき	森林保全などに地域の知識が活かされるべきで、先住民の知識の利用からの利益は公平に分けられるべき	-	森林保全などに地域の知識が活かされるべきで、先住民の知識の利用からの利益は公平に分けられるべき
13-2	市場の方策とメカニズムへの環境的費用と利益の算入(森林の外部経済の内部化)	市場の方策とメカニズムへの環境的費用と利益の算入(森林の外部経済の内部化)	市場の方策とメカニズムへの環境的費用と利益の算入(森林の外部経済の内部化)	-	市場の方策とメカニズムへの環境的費用と利益の算入(森林の外部経済の内部化)

表-4 天然林利用についての各認証制度の立場

森林原則	各認証	FSC	SGEC	SFI	CSA
6-4	天然林も材とサービスの源泉であり、その保全や持続的経営および利用が促進される	天然林も材とサービスの源泉であり、その保全や持続的経営および利用が促進される	天然林も材とサービスの源泉であり、その保全や持続的経営および利用が促進される	-	-

まず、森林原則声明に照らした際の FSC、SGEC の基本理念の内容や記載に比べ、SFI および CSA のそれは、希薄であった（表-2）。

また、各認証制度の国際的な取引による公平性の確保などの国際活動への貢献についてみると、その効果は対象とした4つの認証とも、ほとんど何も記載されておらず、その原則からだけでは得られにくいことが明らかとなった。このことから、森林問題は国際問題でありながら、双方の関連づけが困難であることがわかる。

雇用の促進など、地域への還元性については、FSC において、その性質が色濃く見られた（表-3）。これは、

先住民の権利の保護が森林の保護につながるとした FSC の基本的な考え方を裏付けるものである。これに対し、SGEC、SFI では、地域環境や経済への還元にはほとんど触れていないが、CSA では先住民の権利などと雇用の関連を意識しているものであった。

天然林利用については、FSC は縮小の立場をとることが明確に示されていた。これは、熱帯林の伐採防止を発端に設置された FSC の特徴を示す結果だといえる。これに対し、日本の SGEC は、里山などの天然二次林の積極的利用を掲げている（表-4）。

森林の持つ多面的公益的機能²⁾を、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止/土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保護・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能、および雇用促進機能の9つの分野に分け、それぞれの公益機能に対応する森林原則声明の項目、さらにその項目に対応している各認証機関の関連性についてバランスシートに整理した。バランスシートは、完全整合を4点、準完全整合を3点、整合を2点、準整合を1点とし、これらに各公益機能に関する森林原則声明における記載数に認証制度で記載された対応数が一致した時の得点を25点とした際の得点を乗じた値として求めた。つまり、完全整合で各公益機能の全ての事項について満足した時が100点となるようにした際の得点を示したバランスシートである。

その結果、FSCにおいては、

- 1) 森林の持つ公益的機能をバランスよく引き出すこと
- 2) 先住民の権利の尊重や、雇用の促進をはじめ、地域の活性化にも対応していること

の特徴が明らかとなった（図-1）。SGECにおいては、

- 1) 森林の持つ公益的機能も比較的バランスよく引き出すこと
- 2) 公益機能の中でも地球環境保全、土壌改善、水源涵養機能の分野で、その力を発揮すること
- 3) 里山などの天然二次林は積極的に利用すること
- 4) 雇用の促進

など、地域への還元性については認証では効力を発揮しないことなどの特徴が確認された（図-2）。SFIでは、

- 1) 森林の持つ多面的公益的機能を引き出す性質が弱い

という特徴が明らかとなった。さらに、CSAについては、

- 1) 森林の持つ公益的機能を引き出す性質が弱いこと
- 2) 先住民の尊重、雇用の促進等、地域還元性に触れる部分があるが効果は小さいこと

という特徴が明らかとなった。

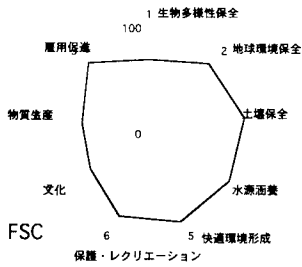


図-1 森林の持つ多面的公益機能に対する FSC の効果

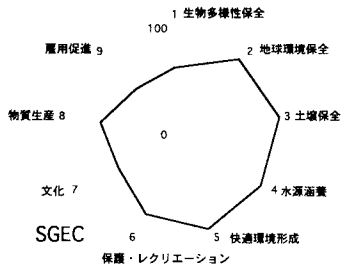


図-2 森林の持つ多面的公益機能に対する SGEC の効果

以上の結果から、4つの森林認証制度の適性は以下のように整理できる。

まず FSC であるが、地域への還元性、または地域の活性化を重視する、中、小規模の森林を管理する者から、天然林を多く保有し、その天然林を増加させていく管理方針を持つ者、または森林から、より多くの項目の多面的公益機能をバランスよく得ようとする森林管理者に適している森林認証であると考えられる。このため、近年注目されている CDM 植林と関連させる意義は大きいものと考えられる。ただし、国際的活動を積極的に行おうとする管理者に対し、FSC は、現段階においては大きな意味を持たない。改善されれば、国際標準の森林認証と

して位置づけられる可能性がより高くなると考えられる。

一方 SGEC は、土壌保全、水源涵養、並びに地域環境保全など、主に身近な環境に関連した多面的公益機能を引き出すことに重点を置く管理者に適すると考えられる。これは、日本の森林が人工林として、自然面での多面的公益機能を著しく下げたことへの反省が大きく作用した結果とみられる。また、天然二次林の積極的利用を前提とした森林管理者にも受け入れられると考えられる。このことが国際批判に堪えられるかは今後の課題であろう。

また SFI では、課題として、理念、および基準の多様化、充実が早急に求められる。米国という単独の国の産業振興への貢献への意味合いが強いことと関連していると考えられる。同様にカナダの CSA においても、理念、および基準の多様化、充実の為に、企業のコントロール下の状況を抜け出すことなどの課題があるといえる。

森林認証制度は、現在、当初に見込まれた程の効果をあげられていないとの批判がある。このような状況に陥っている主な原因としては、消費者の森林認証制度に対する認知度の低さ、またそれぞれの森林認証制度自身が不透明な存在であることが挙げられる。これは、それぞれの森林認証制度に対し、共通的なガイドライン上に沿った位置づけが無い為である。本来なら、森林原則声明がこれに相当するものであるが、それとの整合性は必ずしも明確でない。しかしながら、各認証とも、地域の実情に合わせた対応を示していることも明らかである。

森林認証は、単独でみると、必ずしも地球や地域環境の持続に寄与するわけではないが、組み合わせなどすることで、バイオマスなど森林資源の持続的な獲得や利用と環境保全の双方を持続できる効果を示す可能性が高いことが考えられた。

参考文献

- 1) 木平勇吉ら：森林の機能と評価，日本林業調査会，2005.
- 2) 太田猛彦，服部重昭ら：地球環境時代の水と森—どうまわり・はぐくめばいいのか，日本林業調査会，2002.
- 3) 小澤普照：森林持続政策論，東京大学出版会，1996.

Study of relations between declaration of forest principle and forest certification systems

Atsushi NAKASHIMA, Yuichi SHIBAMOTO, Masanori YAMAMOTO, Kayo AKATA, Taro TAKASHIMA and Naomi YOSHIDA

We investigated the relations between the declaration of forest principle and some forest certification systems; FSC, SGEC in Japan, SFI in USA and CSA in Ca. Consequently, it became clear that, as for FSC; 1) the contents of the principle are detailed, 2) adjustment with the declaration of the forest principle are high, 3) the function of public-benefit of the forest are pulled out, 4) it corresponds to activation of local areas, 5) restriction of using the natural forest, and 6) effects are not demonstrated to the international activity. As for SGEC; 1) adjustment with the declaration of the forest principle are high, 2) the function of public-benefit of the forest are pulled out, 3) the function which accumulates earth environment preservation, a soil improvement and the water content in the forest are set to be important, 4) natural secondary forest are used positively, 5) effect is not demonstrated about the reduction nature to the local area. SFI and CSA of North American local certification systems have low adjustment with the forest principle declaration. They show the effects by combining that the continuous acquisition and use, and the environmental preservation of forest resources, such as the biomass, are maintainable.